

# 令和8年度(2026年度)八王子市保育施設等指導検査実施方針

## 1 基本方針

市は、八王子市子ども・若者育成支援計画「ビジョン すくすく てくてく はちおうじ」(第2期)において、幼児教育・保育の質の維持・向上に取り組むほか、希望するすべての家庭が安心して子どもを預けて働くことができるよう、良質な保育環境の確保を掲げ、子育て家庭の多様な教育・保育ニーズに対応するための取組を進めている。

こうした中、適切な施設運営と児童の安全確保及び子ども・子育て支援法(以下、「支援法」という。)による確認・給付を担保するため、次の重点事項を中心に、八王子市児童福祉施設等指導検査実施要綱に定める施設等ほか、支援法に基づく特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、特定子ども・子育て支援施設等(以下、「保育施設等」という。)が、法令等に照らし適正に運営されているかを確認し、適正かつ円滑な保育運営を確保することに主眼を置いて指導検査を実施する。

## 2 一般指導検査・臨時検査の重点事項

### (1) 運営管理関係

#### ア 安全対策の徹底

(ア) 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。

(イ) 消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等の防災対策が行われているか。

(ウ) 安全計画の策定

① 安全計画を策定し、こどもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図っているか。

② 事故・ヒヤリハット事例や訓練結果等を踏まえ、定期的に安全計画の見直しを行っているか。

③ 法令改正や運営状況の変化など、必要に応じて適切に安全計画の内容を更新しているか。

④ 全職員を対象に、安全計画に基づく研修及び訓練を定期的実施しているか。

⑤ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。

#### イ 職員の確保及び処遇

(ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。

(イ) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。

(ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。

(エ) 職員の資質向上のための取組が適切に行われているか。

#### ウ 事故発生時の対応及び事故の再発防止

(ア) 事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じているか。

(イ) 事故発生後の対応について、必要な措置を講じているか。

(ウ) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録されているか。

#### エ 苦情等への対応

(ア) 苦情・意見等の対応に関するマニュアルを整備し、対応の流れや役割分担を明確にしているか。

(イ) 苦情・意見等の受付から解決に至るまでの経過(内容、対応、結果等)を記録しているか。

また、記録を適切に保管し、再発防止や業務改善に活用しているか。

(ウ) 苦情等受付窓口を設置し、利用者に分かりやすく掲示・配布等により周知しているか。

(エ) 苦情解決に公正・中立的に対応するため、第三者委員を設置しているか。

また、苦情の内容に応じ、第三者委員が適切に関与しているか。

## (2) 保育内容関係

### ア 健康・安全管理の徹底

- (ア) 食中毒・感染症(特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、レジオネラ症、ノロウイルス)への予防対策が徹底され、マニュアル等が活用されているか。
- (イ) 調理・調乳に携わる職員の検便による健康診断の実施が毎月徹底されているか。
- (ウ) 定期的に施設長を含む関係職員が参加の上、給食(献立)会議等による情報の共有を図っているか。
- (エ) 検食を適切に行っているか。
- (オ) 児童の健康診断(入所時・年2回の定期健康診断)は適正に実施されているか。
- (カ) 乳幼児突然死症候群の予防が徹底されているか。

### イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

- (ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- (イ) アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

### ウ 保育の状況

- (ア) 虐待防止等、子どもの人権に配慮した適正な保育が行われているか。
- (イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

## (3) 会計経理関係

### ア 適切な会計処理の徹底

- (ア) 法令等に則った適切な会計処理がされているか。
- (イ) 委託費の弾力運用の範囲は適正か。
- (ウ) 各施設・事業における給付費は、適正に請求が行われ、過誤・不正請求がないか。
- (エ) 処遇改善等加算は適正に行われているか。
- (オ) 上乘せ徴収や実費徴収を実施する場合、保護者からの同意を得ており、その金額は適正か。
- (カ) 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明するものとしているか。

### イ 管理組織の確立

資産管理が適正に行われているか。

## 3 特別指導検査の重点事項

### (1) 運営管理関係

- ア 著しい運営基準違反は行われていないか
- イ 書類の提出や質問に対して、虚偽の報告又は答弁を行っていないか。

### (2) 保育内容関係

児童の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれはないか。

### (3) 会計経理関係

- ア 会計原則を踏まえた経理規程等を遵守し、経理処理が適正に行われているか。
- イ 施設型給付費等の請求に不正等がないか。

## 4 実施計画

### (1) 対象施設

保育施設等

### (2) 実施形態

## ア 指導検査

### (ア) 実施種別・方法

指導検査は原則として実地によるものとし、「定期検査」と「基本検査」に分類する。定期検査は、指導事項全体について、基本検査はあらかじめ指導事項を限定して定め、短時間で実施することができる検査とする。

保育施設等の種別ごとに日程等を策定し、当該施設に赴き、実地において実施する。

ただし、前述にかかわらず、一部の施設において、前年度の指導検査結果等から実地による検査が必ずしも必要でない認められる場合には、書面による確認をもって検査を行うことができるものとする。

### (イ) 実施単位

保育施設等を単位として実施する。

なお、当該施設検査と併せて、適宜、社会福祉法人に対する検査を実施する。

### (ウ) 班編成

当該保育施設等の状況により関係法令及び検査基準等について十分な知識及び経験を有する者2名以上をもって編成する。そのうち1名は原則として主査以上の職にある者とする。

### (エ) 感染症対策

感染症の拡大防止に最大限の注意を払い、適切な感染防止対策を講じた上で実施する。

### (オ) 実施通知

「八王子市児童福祉施設等指導検査実施要綱」第9条、「八王子市特定教育・保育施設等指導検査実施要綱」第5条3(2)ア及び「八王子市特定子ども・子育て支援施設等指導監督実施要綱」第5条3(2)アの規定に基づき通知する。ただし、必要に応じて指導検査の開始時に文書を提示するなどの方法により行うことができる。

### (カ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、指導検査を開始するまで別に定める。

## イ 監査への変更

「八王子市児童福祉施設等指導検査実施要綱」第11条又は「八王子市特定教育・保育施設等指導検査実施要綱」第6条若しくは「八王子市特定子ども・子育て支援施設等指導監督実施要綱」第6条に該当する場合は、直ちに監査(八王子市児童福祉施設等指導検査実施要綱においては、特別指導検査)を行うこととする。

監査を行う必要が生じた場合は、実施計画にかかわらず監査を優先して実施する。

## ウ 集団指導

各種基準の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認められる場合、その内容に応じ、集合形式又はオンライン等を活用した方法により実施する。なお、オンライン等の活用による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認を行う。

## エ その他やむを得ない事由

天災その他やむを得ない事由により実地指導及び集団指導を行うことが著しく困難又は不相当と認められる場合には、実地によらない方法で実施する。ただし、実地によらない指導で疑念が生じた場合等には、速やかに実地による指導に切り替える。

## 5 関係機関等との連携

指導検査の効果を高めるために、国及び東京都との連携を図り、指導検査に係る必要な情報の交換を行う。

## 6 重大事故が発生した保育施設等への指導検査

- (1) 事故の再発防止策について確認する。
- (2) 市による重大事故に係る検証が実施された場合、検証結果を踏まえた対応状況等を確認する。
- (3) 検証結果について、今後の指導監督へ反映する。

## 7 その他

幼保連携型認定こども園においては、「保育」は「教育・保育」と、「保育所保育指針」は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」と、「全体的な計画」は「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」と読み替える。